

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第44号

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険条例施行規則（平成17年総社市規則第97号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給手続） 第21条の2 条例第5条の2第2項の規則で定める日は、<u>令和3年12月31日</u>とする。</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給手続） 第21条の2 条例第5条の2第2項の規則で定める日は、<u>令和3年9月30日</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。